

# 地域でつくる 移動支援サービス

支え合いながら暮らすために…

## 住民互助による移動支援サービスの立ち上げ時によくある質問

**Q1**

サービスを実施するための車両は何を使うの？

主に3つのパターンがあります。状況に応じて最も適したものを使いましょう。



- 専用車…サービスを実施するために車を購入する
- 借用車…市町村の公用車、市町村社会福祉協議会・社会福祉法人・医療法人、企業等の所有車を借りる
- 個人所有車…ドライバーの個人所有車を利用する

**Q2**

事故などの安全対策はどうするの？



- 以下のような対策に取り組むことが、ドライバーと利用者それぞれの安心感につながります。
- 大臣認定のドライバー講習を受講する
  - 事故をカバーできる保険へ加入し、事故の時の対応を利用者へ説明する
  - サービス実施時の運行を管理する（ドライバーの体調確認、運行記録の管理など）

**Q3**

お金の流れ（費用負担や補助金など）はどうなるの？



- 利用者に費用を負担してもらう場合、「ガソリン代等の実費を受け取る」、「生活支援の一環として実施する外出の付き添いに対する対価を受け取る（車での送迎は無償）」などがあります。
- 運営費としては、「実施団体の余剰金や別事業での収益を充てる」、「自治体等からの補助金を充てる」があります。
- （補助金の有無は市町村等にご確認ください。）
- なお、費用負担の状況によって充当できる内容も異なります。

※詳細は手引きの本編をご確認ください。



いろいろな地域で実施されています。

住民互助による移動支援サービスは、高齢者等の移動手段を公共交通で確保することが難しい地域などで実施されています。



島根県松江市美保関地区  
菅浦手助す一隊

広島県広島市安佐南区毘沙門台  
協働労働 びしゃもん台絆くらぶ

**まずは相談しましょう**

地域の移動についての困りごとに気づいた、住民互助による移動支援サービスの取組に関心を持ったならば、お住まいの市町村等に相談してみましょう。

問合せ先

電話番号

（記入欄）

（記入欄）

住民互助による移動支援サービスの立ち上げを支援する市町村等の担当者の方々は上記の問合せ先に記入して、サービスを立ち上げたいと考えている住民の方々への周知等にご活用ください。

**手引き本編をご活用ください**

本パンフレットの本編は以下のURLにアクセスしてご覧ください。

株式会社富士通総研ホームページ「国の医療・福祉分野の調査」

令和3年度（2021年度）厚生労働省 老人保健健康増進等事業（国庫補助事業）

「地域公共交通の活性化とも連携した住民互助による移動支援サービスの普及方策に関する調査研究事業」

URL : <https://www.fujitsu.com/jp/group/fri/report/elderly-health/2021regionalpolicy1a.html>



## 住民互助による移動支援サービスの立ち上げに関する住民向け手引き

**概要版**

移動できることは、日常生活で必要な買い物や通院等を行うためだけに必要なのではありません。人とふれあう・交流を深めるための外出をするためにも必要であり、外出ができることは人が生きるうえでの活力のひとつでもあります。「住民互助による移動支援サービス」は、自ら移動することが難しい高齢者等の外出を住民同士の支え合いで実現しようとする取組です。

この手引きでは、「住民互助による移動支援サービス」に関心を持った方のために立ち上げ方等の方法をご紹介します。

令和3年度老人保健事業推進費等補助金 老人保健健康増進等事業

地域公共交通の活性化とも連携した住民互助による移動支援サービスの普及方策に関する調査研究事業 株式会社富士通総研

## 住民互助による移動支援サービスの立ち上げ方法

- 高齢者等の移動に関する困りごとに気づき・見つけた時、自分で、地域で、できることがあるかもしれません。  
まずは市町村等※に相談してみてください。  
※市町村の福祉部局、市町村社会福祉協議会、地域包括支援センター、生活支援コーディネーター等
- お住まいの地域では、同じようなことを感じている方もいるかもしれません。どのようなことが課題なのか、ここに何が必要なのかを話してみましょう。そして、どのような住民互助による移動支援サービスがあると良いか、考えてみましょう。
- 実際に住民互助による移動支援サービスに取り組むを際には、関係者との協議・調整も必要です。その際には、市町村の担当者にも説明し、協力をしてもらいましょう。

## 住民互助による移動支援サービスとは

公共交通による移動の対応が難しい場合に、地域の住民を中心の団体（自治会、NPO団体など）が主体となって住民同士の支え合いで外出を支援するための無償（車での送迎による対価をもらわない※）の送迎サービスを指します。

制度上では、「道路運送法上の許可・登録を要しない運送」に該当します。

※車での送迎による対価について  
車を運転して送迎することによる対価を利用者から受け取れません。  
実際の運送に要する実費（ガソリン代、有料道路使用料、駐車場代）は受け取ることができます。



移動に関する困りごとに気づく・見つける・相談する

移動に関する課題を把握する  
検討メンバーを集める

住民互助による移動支援サービスを具体化する

関係者と協議・調整する

サービス実施に向けた準備をする

- 高齢者等の移動に関する困りごとに気づき・見つけることが始まりです。

- 実際の移動に関する課題を把握しましょう。
- 一緒に考えるメンバーを集めましょう。

- サービスの具体的な内容をメンバーと話し合って決めましょう。

- 実施内容が具体的になったら、市町村の担当者に説明をしましょう。
- 必要に応じて運輸支局や交通事業者に説明します。

- 実施に向け、車両準備・保険加入、試験運行などを実施しましょう。

例えば ...

- 自分で車を運転している姿を見なくなった。
- 家族や知人によく送迎してもらうようになった。
- 外出する姿をあまり見なくなってきた。

住民互助による移動支援サービスが必要かも？

感じたら、市町村等に相談してみましょう。

実施のポイント

課題を把握する方法には、アンケートやヒアリング、資料確認などがあります。

課題の把握や実際の取組の視察、運転講習の受講などに**メンバーの候補と一緒に取り組む**ことで、イメージが湧き、「取り組もう」という機運が高まります。

実施のポイント

①~⑦のサービスの内容を整理します。

- |         |        |
|---------|--------|
| ① 利用者   | ⑤ 運行体制 |
| ② 目的地   | ⑥ 費用負担 |
| ③ 運行範囲  | ⑦ 運営費  |
| ④ 車両・保険 |        |

実施のポイント

住民互助による移動支援サービスを実施したい範囲を公共交通が運行している場合もあるため、**市町村に確認しておくことがスムーズなスタート**につながります。

運輸支局や交通事業者への説明は、市町村の公共交通担当部局から**説明してもらうなど支援をお願い**しましょう。

実施のポイント

試験運行で利用者に使ってもらうことで、**ニーズにあったサービスを実施することが可能**になります。

ガソリン代などの実費を利用者に会費で負担してもらう場合には、**試験運行での実績を根拠**にすることができます。

お住まいの市町村等に**相談してみましょう！**

受けられる情報提供や支援は、それぞれの市町村等にお問合せください。